

2023年 3 月

お客様各位

遠軽信用金庫

えんしんカードローン「きゃっする」の契約規定等改定のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当金庫では、2023年4月3日より、信金ギャランティ株式会社保証付えんしんカードローン「きゃっする」の契約規定等を改定することといたしました。

なお、改定後の規定等は、改定前からお取引いただいているお客様に対しても適用されますので、予めご了承ください。

記

1. 改定日

2023年4月3日（月）

2. 改定する規定

- （1）カードローン契約規定
- （2）保証委託約款

3. 主な改定事項

項目	改定前	改定後
カードローン 契約規定	(新規貸越の停止) 借主に次の各号のいずれかにあたる事由が生じた場合、金庫は新規貸越を停止できるものとします。 ①～③ (略) (追加) 2. (略) 3. (略)	(新規貸越の停止) 借主に次の各号のいずれかにあたる事由が生じた場合、金庫は新規貸越を停止できるものとします。 ①～③ (略) ④ 借主が死亡したとき。 2. (略) 3. (略)
	(期限前の全額返済義務) 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主は金庫からの通知、催告等がなくてもこの契約による債務全額について期限の利益を失い、第6条および第7条の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。 ①～⑤ (略) ⑥ 借主に相続の開始があったとき。 2. (略) 3. (略)	(期限前の全額返済義務) 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主は金庫からの通知、催告等がなくてもこの契約による債務全額について期限の利益を失い、第6条および第7条の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。 ①～⑤ (略) (削除) 2. (略) 3. (略)

保証委託約款	<p>(求償権の事前行使)</p> <p>私が次の各号のいずれか該当した場合、私は、第4条による代位弁済前であっても、残債務の全部または一部について求償権を行使されても意義ありません。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 相続の開始があったとき。</p> <p>⑤ 弁護士仲介または調停等の申立による債務整理の事実が発生したとき。</p> <p>⑥ 住所変更の届出を怠るなど私の責めに帰すべき事由によって、貴社に私の所在が不明となったとき。</p> <p>⑦ 原契約または本契約の条項に違反したとき</p> <p>⑧ その他債権保全のため貴社が必要と認めたとき。</p> <p>2. (略)</p>	<p>(求償権の事前行使)</p> <p>私が次の各号のいずれか該当した場合、私は、第4条による代位弁済前であっても、残債務の全部または一部について求償権を行使されても意義ありません。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(削除)。</p> <p>④ 弁護士仲介または調停等の申立による債務整理の事実が発生したとき。</p> <p>⑤ 住所変更の届出を怠るなど私の責めに帰すべき事由によって、貴社に私の所在が不明となったとき。</p> <p>⑥ 原契約または本契約の条項に違反したとき</p> <p>⑦ その他債権保全のため貴社が必要と認めたとき。</p> <p>2. (略)</p>
--------	---	--

以 上